

助成対象経費について

【対象となる経費】

報償費	外部からの講師、出演者等への報酬、謝礼、専門的技能を有する協力者への謝金(団体会員に対するものは除く)、記念品代 等
消耗品費	文具、用紙、材料など事業実施に必要な消耗品
印刷製本費	チラシ・ポスター・資料の作成費、印刷費、コピー代、写真現像代 等
通信運搬費	切手、ハガキ、郵券代など(交通費、ガソリン代、電話代は対象外)
使用料及び賃借料	事業に要する会場使用料(使用にかかる設備費)、施設見学にかかる入場料、バス借上料など
損害保険料	事業の実施にかかる行事用保険料など(ボランティア活動保険のような個人の保険は対象外)

【対象とならない経費】

食料費	お弁当、会食交流会、茶話会等の食料費、食品関係 飲み物代など
交通費	電車代、タクシー代、ガソリン代、高速道路代金など(講師の交通費は、謝金に含めて可)
燃料費	ガソリン代、灯油代など
交際費	慶弔費(祝い金や香典)、他団体の行事参加費、土産代など
領収書等により支払ったことが明確に確認できない経費	
社会通念上適切でない経費	

【支出する際の注意事項】

- ・ 品物は項目ごとに分けて購入し、領収書を受け取ってください(レシート不可)。
- ・ 領収書には但し書きを必ず明記してください。
- ・ 領収書(写)は項目ごとに重ならないように配布してください。

